

○厚生労働省
農林水産省 告示第 号

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五条の二第一項第三号の規定に基づき、法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準を次のように定め、令和六年四月一日から施行する。

令和六年 月 日

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 農業協同組合連合会の行う事業について、社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同額の基準にしている場合又は当該診療報酬が少額（事業収益の額のおおむね百分の十以下の場合をい

う。)の場合に限る。)を含む。)健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第六条に規定する健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)、予防接種(予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第二条第六項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成二十九年厚生労働省告示第三百十四号)に定める予防接種をいう。)に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。)、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。)及び農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十七条第一項の規定により農業協同組合連合会が会員から徴収する賦課金に係る収入金額の合計額が、事業収益の額の百分の八十を超えること。

二 農業協同組合連合会が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第五号に規定する

選定療養に関し、特別の療養環境の提供をするときは、次のいずれにも該当すること。

イ 各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床数が療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）第三第二号(二)に規定する基準に適合していること。

ロ 各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床の病室差額料の平均額が五千円以下であること。